

## 社会福祉法人ゆうなの会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうなの会（以下「当法人」という）定款第二四条および第九条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員（理事及び監事）に対して、各年度の総額が13,000,000円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。
- (2) 常勤役員等（役員等の内、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者をいう。）については、業務に応じた報酬を支給することとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第21条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

2 平成16年4月1日制定の社会福祉法人ゆうなの会役員・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額1,000,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

区 分	日 額	費用弁償
評議員会への出席	10,000円	車賃実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円	車賃実費

## (2) 理 事

区 分	日 額	費用弁償
理事会等会議への出席	15,000円	車賃実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円	車賃実費

## (3) 監 事

区 分	日 額	費用弁償
監事監査への出席	30,000円	車賃実費
理事会等への出席	15,000円	車賃実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円	車賃実費